

「隅田川下流部橋梁ライトアップ検討委員会」

設置要綱

(目的)

第1 隅田川を軸として、「にぎわい誘導エリア」において、人々が集い、にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間を創出する施策を実施しており、夜間景観を向上させるため、白鬚橋から築地大橋までの隅田川に架かる橋梁について、ライトアップを行うこととしている。

隅田川下流部では、都心部と臨海部を結び、新たなランドマークとなる築地大橋、国の重要文化財に指定されている勝鬨橋、昭和39年の東京オリンピック時に関連道路として整備させた佃大橋があり、これらの3橋について、ライトアップを行うこととしている。

隣接するこれら3橋について、ライトアップの統一性を検討する必要があるため、「隅田川下流部橋梁ライトアップ検討委員会」(以下、「委員会」)を設置する。

(助言を受ける事項)

第2 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 各橋梁のライトアップに関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者

(委員の選任)

第4 委員は、東京都建設局道路管理部長が選任する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、発令の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第6 委員会に委員長を置くものとする。

(会 議)

第7 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。また、委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(公 開)

第8 会議の議事要旨を東京都のホームページで公開する。

(事 務 局)

第9 委員会の事務局は東京都建設局道路管理部保全課、道路建設部街路課、第一建設事務所補修課および環二工事課内に置く。

(そ の 他)

第10 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、委員会にて定める。

(附 則)

第11 この要綱は決定の日から施行する。

以上